

令和8年度新薬等治験相談、日本薬局方原案検討及び医薬品一般的名称関連業務の反訳業務に係る評価基準書

(価格点の評価)

評価項目	評価基準	配点
1 価格	価格点 = 600 (価格点の満点) × [1 - (入札価格／予定価格)]	600

(技術点の評価)

評価項目	評価基準	配点	基準点
1 組織の概要・実績	医薬品、医療機器等の領域に対応することができ、高品質な反訳とその継続に必要な規模、能力及び実績を十分に有しているか。	220	—
2 担当者	医薬品及び医療機器関連の専門知識を有する人材を確保しているか。	200	—
3 情報管理体制	情報管理及び情報保護に関する体制は十分であるか(社内規定、セキュリティポリシー等)。	100	—
4 品質管理	品質管理の体制は十分であるか。(例えば、以下を保証できること) ・録音内容を正確に聞き取り、適切な用字用語に基づいて文章を起こすこと ・反訳漏れ、誤字・脱字をなくすこと ・専門用語を正しく起こせること ・文章中の表記の一貫性	600	300
5 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	40	—
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	20	—
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	20	—
合計		1200	

1. 價格点600点満点、技術点1200点満点（1：2）とする。
2. 技術点の評価点は、採点の目安を基に、各評価項目に示した範囲の点数で評価。（各者、項目毎に絶対評価で採点。各者間の相対評価ではない。）
3. 技術点の評価項目について、「5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0点」の評定をつけた項目が1つでもある場合は不合格とする。また、「4.品質管理」の採点結果（点数は採点者全員の平均値）が基準点に達しなければ、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があるため、不合格とする。